

# 虐待防止のための指針

社会福祉法人 多賀町社会福祉協議会居宅介護支援事業所

(虐待に対する基本的考え方)

第1条 この指針は、社会福祉法人多賀町社会福祉協議会居宅介護支援事業所（以下「事業者」という）に「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」

（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づく高齢者虐待の防止、早期発見および早期対応を徹底し、利用者の尊厳の保持、人格の尊重、権利利益の擁護に資することを目的に策定するとともに、職員が本指針に従い、業務に従事することで利用者が介護サービス等を適切に利用できるようにします。

2 事業所のサービス内容および社会的意義に鑑み、職員による虐待に加えて、高齢者虐待防止法が示す養護者による虐待およびセルフ・ネグレクト等の権利擁護を要する状況、ならびに虐待に至る以前の対策が必要な状況についても、「虐待等」として本指針に基づく取り組みの対象とします・

(虐待の定義)

第2条 この指針において「虐待」とは、利用者に対して行う次の各号に掲げる行為をいいます。

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じる恐れのある暴行を加えること。または正当な理由なく利用者の身体を拘束・抑制すること。

(2) 介護・世話の放棄・放任（ネグレクト）

利用者を衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、擁護すべき職務上の義務を著しく怠ること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、または著しい拒絶的な対応を行うこと。または意欲や自立心を低下させる行為、不当に孤立させる行為、その他利用者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

(4) 性的虐待

利用者にわいせつな行為をすること。または利用者にわいせつな行為をさせること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者の金銭利用を理由なく制限すること、その他当該利用者から不当に財産上の利益を得ること。

(虐待の禁止)

第3条 職員は、利用者に対して、いかなる虐待もしません。

2 利用者の生命または身体を保護するため、組織的・客観的判断で緊急やむをえない場合を除き、身体的拘束その利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束」という。)を禁止します。

3 前項の緊急やむをえない場合とは、次の各号で定める要件を全て満たしている場合をいいます。

(1) 切迫性

利用者本人または他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。

(2) 非代替性

身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がないこと。

(3) 一時性

身体拘束等が一時的なものであること。

(虐待防止検討委員会の設置)

第4条 虐待等の発生の防止および早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討することを目的として、虐待防止検討委員会(以下「委員会」という。)を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者(以下「虐待防止担当者」という。)を定めることとします。

2 委員会の構成委員は次の通りとします。

(1) 委員長は、社会福祉法人多賀町社会福祉協議会 事務局長 夏原 伸幸とします。

(2) 委員は、居宅介護支援事業所 管理者 とします。

(3) 各構成員の役割は次のとおりとします。

委員長：虐待防止対策の周知

委員：虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者

(利用者・家族等への説明・相談対応)

(関係職員への事実確認、勤務状況の確認)

(事後対応、再発防止等の周知、進捗管理)

指針等の利用者・家族等への説明・相談対応

医療的ケアに関する検討

日常業務における事後対応、再発防止策の実行

3 委員会は、年2回定期的に委員長の召集により開催するとともに、虐待等が発生した場合においては、原則、委員長の召集により臨時委員会を開催します。

4 事業所は、圏域居宅合同委員会の委員であり、虐待防止検討委員会の委員である。

(1) 委員会は、年2回定期的(4月頃、10月頃)に委員長の招集により開催するととも

に、虐待等が発生した場合においては、原則、委員長の招集により臨時委員会を開催します。

(2) 委員会の検討事項は次のとおりとします。

- ①虐待防止委員会の組織に関すること。
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関すること。
- ③虐待防止に向けた人権意識、知識や技術向上のための研修(研修プログラムの作成を含む。)に関すること。
- ④虐待等について、構成事業所 職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
- ⑤職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- ⑥虐待等が発生した場合における発生原因等の分析と、その分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
- ⑦前号の再発防止策を講じたことによる効果についての評価に関すること。

(虐待の防止のための職員研修に関する基本方針)

第5条 職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施する。

- (1) 定期的な研修の実施(年1回以上)
- (2) その他必要な教育・研修の実施
- (3) 実施した研修についての実施内容(研修資料)及び出席者の記録と保管

(虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針)

第6条 虐待等が発生した場合は、速やかに市町に報告するとともに、その要因の速やかな除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処する。

- (2) 緊急性の高い事案の場合は、市町及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。

(虐待等が発生した場合の相談・報告体制)

第7条 利用者、利用者家族、職員等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、3 (5) で定められた高齢者虐待防止担当者とする。なお、虐待者が担当者の場合は、他の上席者等に相談する。

- (2) 利用者の居宅において虐待等が発生した場合は、関係機関に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。

- (3) 事業所内で虐待等が発生した場合は、高齢者虐待防止担当者に報告し、速やかな解決につなげるよう努める。
- (4) 事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止検討委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。
- (5) 事業所内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに高齢者虐待防止委員会を開催し、事実関係を確認するとともに、必要に応じて関係機関に通報する。

(成年後見制度の利用支援)

第8条 利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、社会福祉協議会、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

(虐待等に係る苦情解決方法)

第9条 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告する。

2 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。

3 対応の結果は相談者にも報告する。

(利用者等に対する指針の閲覧)

第10条 職員、利用者及びその家族をはじめ、外部の者に対しても、本指針をいつでも閲覧できるよう、事務室等に備え付ける。また、事業所ホームページにも公開する。

(その他虐待防止の推進のために必要な事項)

第11条 権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

附則

この指針は、令和6年4月1日より施行する。